

「日EU経済連携協定（日EU・EPA）に基づく酒類の地理的表示の保護」について

国 税 庁

国税庁では、日EU経済連携協定（日EU・EPA）に基づき、別添に掲載したEUの酒類の地理的表示（以下「酒類GI」といいます。）14産品を日本で保護することについて、令和8年4月30日（木）から公示を開始しています（公示期間は、令和8年6月1日（月）まで）。

上記の酒類GI（14産品）の保護に当たり、国内の生産・流通における急激な変化、混乱を避けることを目的として、現在、当該酒類GIの産地の範囲以外を産地とする酒類に、別添に掲げる名称と同一又は類似の表示を使用している（以下「先使用」といいます。）場合には、個別に保護開始日から5年間の移行期間（ラベルの変更等、変化に対応するための期間）を設けることを検討する予定です。

つきましては、先使用の実態があり、かつ、移行期間の設定を望まれる場合には、令和8年6月1日（月）までに、酒類ラベルをご用意の上、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にご相談ください。

なお、検討結果については、国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室（国際交渉第二係）から、個別に、相談のあった酒類業者の皆様へご連絡する予定としております。

その他ご不明な点は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問合せください。

- (注) 1 EUにおいても、日本の酒類の地理的表示を保護するための手続が開始される予定です。
- 2 別添の酒類GI（14産品）を保護することにより、当該酒類GIの産地の範囲以外を産地とする酒類にその名称を使用することができなくなります。例えば、マルタ共和国を産地の範囲とするぶどう酒に「Malta」と表示されている場合、これは真正の表示として使用できますが、日本を産地の範囲とするぶどう酒に「Malta」と表示することはできなくなります。

先使用に関するQ&A

[Q 1] 別添の酒類G Iの使用が禁止される範囲は、どのようなものですか？

[A]

「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下、本Q&Aにおいて「表示基準」といいます。）では、地理的表示（以下「G I」といいます。）の使用を、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、

- ① 酒類の容器又は包装にG Iを付する行為
- ② 酒類の容器又は包装にG Iを付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ③ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類にG Iを付して展示し、又は頒布する行為

としています（表示基準第 1 項第 9 号）。

したがって、酒類の容器や包装に別添に掲載されている酒類のG Iを使用する場合のみならず、店頭ポップ表示や、チラシ、ウェブページでの紹介などにおいて、正規の製品以外に対し別添の酒類G Iを使用することが禁止されます。

[Q 2] 別添の酒類G Iと類似の表現をする場合や、「タイプ」、「スタイル」等の表現を伴って使用する場合、説明書きに使用する場合にも、別添の酒類G Iの使用に該当するのでしょうか？

[A]

表示基準では、G Iの名称の翻訳及び音訳だけでなく、「種類(kind)」「型(type)」「様式(style)」「模造品(imitation)」等の表現を伴い使用される場合も、保護の対象となります（表示基準第 9 項）。また、説明書きに使用する場合であっても、適用除外とはなりません。

しかしながら、ある表示がG Iの使用に該当するか否かは個別判断になりますので、少しでも疑義がある場合は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問合せください。

[Q 3] 別添の酒類G Iを使用している場合は、いかなる場合でも使用が禁止されるのでしょうか？

[A]

真正の産地を表示している場合には、使用は禁止されません。

また、表示基準では、G Iと同一又は類似の表示の使用について、以下に該当する場合は、G Iの使用禁止は適用除外されます。

- ① 平成6年（1994年）4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標として日本国で継続して使用してきた場合（表示基準第10項第1号）
- ② 今般の酒類G Iの保護より先に商標登録出願がなされた、EUの酒類G Iと同一若しくは類似の表示又はこれらの表示を含む登録商標について、その商標権者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務について当該登録商標を使用する場合（表示基準第10項第2号）
- ③ 自然人の氏名又は法人の名称として使用する場合（公衆がG Iと誤認するような方法で使用する場合を除く。④において同じ。）（表示基準第10項第4号）
- ④ 酒類の原料の産地として使用する場合（表示基準第10項第6号）
- ⑤ G Iの酒類区分と異なる酒類区分の酒類に使用する場合（表示基準第10項第7号）

したがって、例えば別添のぶどう酒のG Iと類似の表示を昭和55年（1980年）から使用し続けているぶどう酒や、当該表示を使用している清酒については、その使用は禁止されません。

少しでも疑義がある場合は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問合せください。

[Q 4] 保護開始から5年間の移行期間が認められる表示については、公表されるのでしょうか？

[A]

表示基準第10項第3号の規定に基づき、国税庁長官が公示（酒類製造業者名（酒類販売業者名）と商標名を公表）することになります。

[Q 5] 別添の酒類G I と同一又は類似の表示に該当するか否かについては、後日教えてもらえるのでしょうか？

[A]

国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室（国際交渉第二係）から、後日、個別にご連絡することとしています。

[Q 6] 複数の酒類製造場（酒類販売場）を有する場合、一場でまとめて相談してもよいのでしょうか？

[A]

複数の酒類製造場（酒類販売場）の表示について、まとめてご相談いただいても差し支えありません。

[Q 7] 仮に別添の酒類G I が保護される場合、いつから保護が開始されますか？

[A]

国税庁長官が保護可能であることを確認した旨を官報に公告した時点で保護が開始されます。

(別添)

「日EU経済連携協定(日EU・EPA)に基づく地理的表示の保護」一覧

番号	名称(注1)(注3)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例(注3)
1	Μακεδονία / Makedonia	ギリシャ共和国	ぶどう酒	マケドニア
2	Castilla y León	スペイン王国	ぶどう酒	カスティージャ・イ・レオン / カスティーリャ・イ・レオン
3	Costers del Segre	スペイン王国	ぶどう酒	コステルス・デル・セグレ
4	Cidre de Bretagne / Cidre Breton	フランス共和国	その他の酒類	シードル・ドゥ・ブルターニュ / シードル・ブルトン
5	Cidre de Normandie / Cidre Normand	フランス共和国	その他の酒類	シードル・ドゥ・ノルマンディー / シードル・ノルマン
6	Eger / Egri	ハンガリー	ぶどう酒	エゲル / エグリ
7	Villány / Villányi	ハンガリー	ぶどう酒	ヴィラーニ / ヴィラーニイ
8	Amarone della Valpolicella	イタリア共和国	ぶどう酒	アマローネ・デッラ・ヴァルポリ チェッラ
9	delle Venezie / Beneških okolišev	イタリア共和国	ぶどう酒	デッレ・ヴェネツィエ / ベネシュ キフ・オコリシェウ
10	Trauktinė	リトアニア共和国	蒸留酒・その他の酒類	トラウクティネ
11	Malta	マルタ共和国	ぶどう酒	マルタ
12	Beira Interior	ポルトガル共和国	ぶどう酒	ベイラ・インテリオール
13	Terras da Beira	ポルトガル共和国	ぶどう酒	テラス・ダ・ベイラ
14	Trenčianska borovička „JUNIPERUS“ / Trenčianska borovička „JUNIPERIERS“ – TRENČÍN DISTILLERY	スロバキア共和国	蒸留酒・その他の酒類	トレンチーン・ボロヴィチカ「ジュ ニパ」 / トレンチーン・ボロヴィ チカ「ジュニペリエ」・トレンチ ーン・ディスティラリー

注1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。

3 「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称及び翻訳の例がある場合にそれぞれを区分するために使用しています。